融資に関するお問い合わせ先

取扱金融機関(順不同)

○金融機関の店舗によっては融資受付を行っていない場合があります。融資申込に際して、取扱窓口は事前にご確認ください。

下記金融機関において、奈良県制度融資全制度取扱い

※「組織強化育成資金」は商工中金のみで、「地域産業振興資金」は商工中金は取扱対象外です。

南都銀行	大和信用金庫
奈良中央信用金庫	奈良信用金庫
りそな銀行	京都銀行
紀陽銀行	みずほ銀行
三菱UFJ銀行	中京銀行
三十三銀行	関西みらい銀行
大阪シティ信用金庫	新宮信用金庫
京都中央信用金庫	北伊勢上野信用金庫
三井住友銀行	近畿産業信用組合
商工中金奈良支店※	

関係団体

奈良商工会議所 0742-26-6222	奈良県商工会連合会 0742-22-4411	奈良県中小企業活性化協議会 0742-26-6251
大和高田商工会議所 0745-22-2201	奈良県中小企業団体中央会 0742-22-3200	(公財)奈良県地域産業振興センター 0742-36-8311
橿原商工会議所 0744-28-4400	奈良県部落解放企業連合会 0744-23-3535	奈良県よろず支援拠点 0742-81-3840
生駒商工会議所 0743-74-3515	なら人権情報センター 0744-33-8585	

チャレンジ応援資金

資金名	融資対象者	資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率	保証料率	備考
チャレンジ応援資金	次の①～③のいずれかに該当する、設備投資を伴う事業資金を必要とする方 ①事業所又は設備の新増設等、事業を拡大しようとする方 ②現在行っている事業を廃業し、異なる業種(右記（※))の事業を開始することにより、事業の転換を図ろうとする方（開始後６か月未満の方を含む） ③現在行っている事業を継続しながら、異なる業種（右記(※))の事業を開始することにより、経営の多角化を図ろうとする方(開始後6か月未満の方を含む)	設備 運設	2億8,000万円 ※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下	15年 （1年）	金融機関所定	0%～1.2% ※P.21保証料率表区分(A)参照 〈CRD8,9は0%〉	(※)「異なる業種」の判断は、日本標準産業分類(３桁分類)によります。 ※詳しくはこちらをご覧ください。
		運転	※運転資金のみの利用不可	10年 （1年）			
小規模企業枠 [所定枠] [固定枠]	上記の①～③のいずれかに該当し、かつ、小規模企業者に該当する方	設備 運設	5,000万円 ※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下	15年 （1年）	[所定枠] 金融機関所定 [固定枠] 1.7%	0% 〈奈良県が全額負担〉	信用保証協会の保証付融資からの借換可 （ただし、借換金額は新規融資の1/3以下）
		運転	※運転資金のみの利用不可	10年 （1年）			
認定枠 知事認定要	上記の①～③のいずれかに該当し、かつ、優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 【奈良の木枠】 上記の①～③のいずれかに該当し、かつ、奈良の木を利用した優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方 ※奈良県産材を建築物の内外装の見える部分に一定量以上使用する方	設備 運設	5,000万円 ※ただし、運転資金は設備資金の1/3以下	15年 （1年）	0% 〈奈良県が全額負担〉		知事認定申請先:地域産業課 【奈良の木枠】 知事認定申請先:奈良の木ブランド課 ※詳しくはこちらをご覧ください。 借換不可 認定年度中(３月末日まで)に融資実行を受けてください。
		運転	※運転資金のみの利用不可	10年 （1年）			

チャレンジ応援資金【認定枠】の申請について(【奈良の木枠】を除く)

・事業計画は、認定経営革新等支援機関(右記参照)の支援を受けて策定してください。
・申請の前に、取扱金融機関へ事業計画の相談を行ってください。
・申請の際は、取扱金融機関担当者が地域産業課へ事業計画に「ビジネスモデルの新規性・独創性」(右記参照)等が備わっているか必ず事前相談を行ってください。(事前相談期間は、地域産業課HPに掲載)
・次の①～③のいずれかに該当する方は、県で実施する事業計画の審査を省略します。
受付は、１月末日まで随時行います。
①「中小企業等経営強化法」の経営革新計画の承認を受けた方
②やまと創業インキュベータ入居者(過去３年以内に入居を許可された方を含む。)
③奈良起業家創出促進事業(ビジコン奈良)入賞者

※申請書はこちらから
ダウンロードできます。

認定経営革新等支援機関とは･･･

中小企業を支援する高い専門性を有する者として、「中小企業等経営強化法」に基づき、国の認定を受けた機関です。県では、取扱金融機関の本支店、商工会、中小企業診断士等の機関が指定されています。

※詳しくはこちらをご覧ください。

「ビジネスモデルの新規性･独創性」のポイント

①商品、サービスの新しさ、独自のアイデアや工夫などがあるか。
②商品、サービスの提供方法の新しさ、独自のアイデアや工夫などがあるか。
③商品、サービスの生産、開発に独自の技術、ノウハウ、強みがあるか。

※既存他社と比較し、かつ全国的に広く一般的にみて新規性・独創性があるか。
設備の新規性・独創性ではなく、設備導入に加えた事業者独自のアイデアや工夫があるか。